

提案評価要領

1 基本的な評価事項

受託候補者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、総合評価プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とする。

2 評価点

技術提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点を与える。選定委員一人あたりの評価点の満点は300点とする。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価項目のうち『技術提案評価』の評価点合計が高いもので受託者を決定する。

これも同点となったときは、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

4 ヒアリングを欠席した選定委員の評価点の取扱い

選定委員がヒアリングを欠席した場合、その選定委員の評価点は無効とする。

5 評価方法

(1) 評価表の各評価項目に配分する得点は次のとおり。

評価項目(大項目)	配点	比重
客観的評価	40	13%
技術提案評価	210	70%
プレゼンテーション評価	20	7%
見積評価	30	10%
合計	300	100%

(2) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、「(仮称)市立総合医療センター整備事業発注者支援業務委託者選定に関する評価基準」(別紙4)のとおりとする。

(3) 採点方法

各評価項目についてA、B、C、D、Eの5段階評価を行う。

Cを基準とし、各評価の得点率は以下のとおり。

得点率：A = 100%、B = 80%、C = 60%、D = 40%、E = 20%

(4) その他

ア すべての評価項目を絶対評価により採点する。

イ 選定には最低基準を設定する。最低基準は6割とし、総得点が最低基準に満たない場合は、不適格とする。